明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
（厚生労働一六八）　一
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（経済産業・国土交通・環境二）　二七
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（環境二四）　二九
〔告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三二七～三三〇、三三三、三三四）　三〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三三一）　三三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三三二）　三三
〔官庁報告〕
国家試験
第四十八回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　三四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立・清算結了・清算人退任関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除去命令関係　七一
会社その他
会社決算公告　七九

省令

○厚生労働省令第百六十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係省令の整備

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）」を削り、同項第二号中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項第四号を削り、同項に次の五号を加える。

四　評議員となるべき者及び役員（法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名

五　評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項

六　評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

七　理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項

八　監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項